

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										内閣府記載欄			
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等				
地域29	鳥取県次世代社会モデル創造特区	ワンウェイ型カーシェアリング実施基準の明確化	2031	ワンウェイ(乗り捨て)型のレンタカー型カーシェアリングを実施するためのことを提案する。通達等で定められているレンタカー型カーシェアリングにワンウェイ方式を含めること。乗り捨てスポットの設置や必要となる通信インフラ等の設置など許可要件の基準を明確化すること	地方の中小都市では公共交通機関が脆弱なため、自家用車利用(1世帯に複数台)のニーズが高いが、米子市の中心市街地では駐車場の十分な確保が困難なこと等のため、住民の交通の利便性があまり高くない。また、大学病院への通院等を目的とする域外からの来訪者にとっても、公共交通機関が脆弱なため交通の利便性がよくない。商店街事業者にとってはマイカー利用者の取り込みが必要だが、駐車場の確保が困難なため、これまで以上の集客が難しい。住民や域外からの来訪者向けには交通の利便性を高めるため、商店街事業者向けには自らの車を減らしてお客用の駐車場を確保するため、小型電動モビリティやEVを用いてワンウェイ型のレンタカー型カーシェアリングを実施する計画がある。しかし、明確な基準やルール設定がなされていないため、具体的な検討を進めることが出来ない。	1回目	国土交通省自動車局自動車情報課、旅客課	道路運送法第80条	D			提案者側の調整 検討結果による	提案者側の調整 検討結果による	提案のワンウェイ型カーシェアリングの実施にあたっては、現行規定の運用、解釈で対応が可能。なお、提案者側との協議の結果、提案者側において、引き続き他法令の適用に係る調整、検討を行うこととなっている。		a	ワンウェイ型カーシェアリングの実施にあたり、現行規定の運用、解釈で対応可能なことを了解しました。今後、課題や不明な点等が発生した場合、ご相談に応じていたたく思いますので、よろしくお願いたします。	自治体の取組は実現可能となったため協議終了。但し、自治体は平成26年度中の事業開始を検討していることから、今後、自治体がワンウェイ型カーシェアリングを実施するに当たり自治体から相談があった場合、国土交通省は必要に応じて助言を行うこと。	
						2回目													
地域29	鳥取県次世代社会モデル創造特区	電力供給の下限値の要件緩和	2032	災害時に小水力発電設備から特定の区域に電力を供給する際に、電力消費量を上回る電力を供給すると、供給先の電圧が法定電圧(101±6V)の上限(107V)を上回り、電気製品等に損害を与える危険性がある。そのため、消費量を下回る電力量で供給し、徐々に出力を上げて区域内の電力消費量に供給量を合わせる必要がある。その際に、システムを稼働して電力の供給量が使用量と等しくなるまでの過渡的期間は、法定電圧の下限値(95V)を下回る可能性があるため、その期間は要件緩和を行うこと	電力インフラが脆弱な中山間地域においては停電が多く、また長引(可能性が高い。このような場合でも、地域の再生可能エネルギー(中小水力発電)を活用し、一般電気事業者の送配電網を利用して、住民が生活できる必要最低限の電力を供給するシステムを構築・運用したい。しかし電力を法定電圧(101±6V)で供給することができないためシステムを構築・運用することが出来ない。	1回目	経済産業省資源エネルギー庁電気・ガス事業部電力市場整備課、電力基盤整備課	電気事業法第26条 電気事業法施行規則第44条	Z				御提案は、災害時に、自治体の小水力発電を使用し、電力会社の送配電網を活用して、発電所周辺地域に電力供給を行う際に、電圧及び周波数維持義務を緩和して欲しいという要望と認識。 電圧及び周波数維持義務は、一般電気事業者及び特定電気事業者に課されているものであるが、当該サービスの事業主体、事業内容、対象区域の現在の電力設備系統図や発電設備等の基礎的な情報が提示されていないことから、そもそも規制対象であるかを判断する上でもこれらの情報が最低限必要。 加えて、停電が発生しやすい系統の反対側(岡山側)からも系統が接続していることから、当該方面から電力が供給できることが確認できれば、そもそも諸問題は解決する可能性もある。このため、この点について中国電力に確認することが必要ではないか。 なお、停電からの復旧移行時に「電圧の低い」電気を供給するという構想については、制度以前の課題として、技術的に需要側の設備が使用可能なのか、また、需要家側の了解が得られるのかという問題点もあるものと思料。		d	貴省からのご指摘を踏まえ、現在システムの構築に向けて、中国電力や関係者と検討を進めているところ。検討を進めるに当たって、指摘事項に関する整理を行い、改めて協議を行いたい。	取組の実現に向けて、自治体は経済産業省の指摘を踏まえ、システム構築に向けて検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で春以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。		
				2回目															
地域29	鳥取県次世代社会モデル創造特区	小水力発電におけるダム水路主任技術者選任の要件緩和	2033	地域における水力を有効利用し中小水力発電の推進を図るため、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするよう要件緩和を行うこと(春協議において現行制度で対応可能とされているため協議なし、確認のみ)	水力発電事業を実施するためにはダム水路主任技術者を選任しなければならない。しかし、この資格を取得するためには経験が必要。外部委託は認められないなど、新たに水力発電事業を計画する者にとっては大きな障壁となっている。	1回目	経済産業省電力安全課	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条	D					平成24年3月30日付け「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」改正により、自家用電気工作物については、出力に関係なく、ダム水路主任技術者を派遣労働者又は委託契約を結んだ者から選任することが可能となっており、自治体の要望については、既に措置済。 (参考： http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2012/04/240402-1.html)		a	(コメント無)	自治体の取組は実現可能であることが確認されたため、協議終了。	
				2回目															